

第十一条の二十一 令第二十六条第三項第二号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所
- 二 (略)
- 三 予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金の支給を受けていた者の氏名及び生年月日、その者がその死亡の当時有していた住所並びにその者が死亡した年月日

第二十一条の二十三 未支給の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

- 一 給付を受けることができた者で死亡したものの(以下「支給前死亡者」という)の氏名及び生年月日
- 二、三 (略)

第十一条の二十一 令第二十六条第三項第二号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号
- 二 (略)
- 三 予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金の支給を受けていた者の氏名、生年月日、その者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号並びにその者が死亡した年月日

第二十一条の二十三 未支給の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

- 一 給付を受けることができた者で死亡したものの(以下「支給前死亡者」という)の氏名、生年月日及び個人番号
- 二、三 (略)

附則 この省令は、公布の日から施行する。

規

則

人事院は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に基づき、人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

令和二年十月三十日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則一七〇―一三四 (管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表内閣府の内部部局の項中「局長 総括審議官」を「局長」に改め、「少子化・青少年対策審議官」を削り、同部子ども・子育て本部の項中「児童手当管理室長」を「児童手当管理室長 企業主導型保育事業等担当室長」に改める。

別表金融庁の内部部局の項中「資産形成支援室長」を「資産運用高度化室長」に改める。

別表消費者庁の内部部局の項中「専門職(人事に関する事務を担当する者に限る。)」を「予算係長 庁舎係長 庶務係長」に改める。

別表総務省の内部部局の項中「情報流通振興課」を削り、「情報流通高度化推進室長」を「情報流通高度化推進室長 デジタル企業行動室長」に改める。

別表外務省の内部部局の項中「及び経済安全保障課に所属する者」を削り、「新安全保障課題政策室長」を「経済安全保障政策室長」に、「官民連携推進室長」を「官民連携推進室長 資源安全保障室長」に改め、「国際経済紛争処理室長」を削る。

告示

○金融庁告示第五十一号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二十八号)附則第十五条の規定に基づき、同項に規定する主務大臣が定める一定の期間を次のように定め、公布の日から適用する。

令和二年十月三十日

金融庁長官 水見野良三

附則第十五条に規定する主務大臣が定める一定の期間は、四年とする。

○総務省告示第三百四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律(昭和六十三年法律第九十号)第三条第五項の規定により、次の政党事務所周辺地域の指定を解除したので、同条第七項の規定により告示する。

令和二年十月三十日

総務大臣 武田 良太

立憲民主党本部周辺地域(令和元年十一月十八日総務省告示第二百四十七号)

○中央選挙管理会告示第十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定に基づき、平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東京都選挙区

における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和二年十月三十日

中央選挙管理会委員長 宮里 猛

場所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室 日時 令和二年十一月四日 午後三時

○法務省告示第九十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和二年十月三十日

法務大臣 上川 陽子

住所 群馬県前橋市昭和町2丁目17番8-1302号 平成 日生

住所 群馬県前橋市日吉町4丁目16番地8 平成 日生

住所 兵庫県伊丹市大野1丁目23番地2 梁古龍 昭和34年1月16日生

住所 梁古龍 昭和37年9月6日生

住所 李利江 昭和37年9月6日生

住所 梁徳利 平成7年8月8日生

住所 梁甲紀 平成9年2月26日生

住所 川崎市川崎区大島4丁目3番3-1002号 盧生河 昭和63年9月17日生

住所 東京都渋谷区広尾3丁目17番4号

住所 エリック・ニクス・カンチエス 昭和50年11月24日生